

在職の年数は、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。
 第三條の規定は、第一條の規定による年数の計算に、これを準用する。
 第六條、裁判所法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第一号）の一部を次のように改正する。
 附則第二項乃至第四項を削る。

理由

現下裁判事務繁栄の实际情况等に鑑み、判事補の職権に関する制限を臨時に緩和すると共に、裁判官となる資格につき特例を設くる等の必要がある。これらがこの法律案を提出する理由である。

統計法の一部を改正する法律案

法律第 統計法

統計法の一部を次のように改正する。

第二條中「公共団体」を「地方公共団体」に改める。

第三條第二項中「命令」の下に「地方公共団体の長の訓令する規則を
含む。」を加え、同條に左の一項を加える。

主務大臣が、前項の規定による命令を別定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、統計委員会に協議しなければならぬ。地方公共団体の長が、前項の規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、同條の下に「又は地方公共団体の長」を加える。

第五條中「政府」の下に「又は地方公共団体の長」を加える。

第六條 この法律の目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に統計委員会を置く。

統計委員会の所掌事務の範囲は、この法律の他の規定に定めるものの外にの通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律に基き命令

令を含むに於てなすべからざること。

一 統計及び統計制度一般に関する基本的事項を処理すること。

二 統計機関の統括、定員及び運営に関する調査、企画、連絡及び勧告をすること。

三 統計調査の審査、総合調整及び基準の改定並びに国際統計事務の統括をすること。

四 統計職員の変更の企画及び意見をすること。

五 各級統計主任者の任免及び会議に関する事務をすること。

六 統計制度の普及及び統計の改善促進に関する事務をすること。

統計委員会は、関係各大臣の諮問に應じ、意見を述べ、又は関係各大臣に建議する。このほかできる。

第六條の二 統計委員会は、委員十五人以内で、これを組織する。

前項の定員の外、必要がある場合においては、臨時委員を置くことができる。

委員及び臨時委員は、統計に關し學識経験ある者のうちから、内閣総理大臣が、これを命ずる。

委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由がある場合は、在期中これを解任することができる。

委員のうち、五人以内の者を常任委員とすることができる。委員長の名を基いて、内閣総理大臣が、これを命ずる。

めくれず

統計法の一部を改正する法律案

法律第 統計

統計法の一部を次のように改正する。

第二條中「公共団体」を「地方公共団体」に改める。

第三條第二項中「命令」の下に「地方公共団体の長の制定する規則を
含む。」を加え、同條に左の一項を加ふる。

主務大臣が、前項の規定による命令を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、統計委員会に協議しなければならぬ。地方公共団体の長が、前項の規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、同條の下に「又は地方公共団体の長」を加ふる。

第六條 この法律の目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に統計委員会を置く。

統計委員会の所掌事務の範囲は、この法律の他の規定に定めるものの外にの通りとし、その権限の折衷は、その範囲内で法律に基き、命令

令を含むことにならなければならない。

一 統計及び統計制度一般に関する基本的事項を処理すること。

前項の委員の一人、五人以内の委員を主任委員とする。このことができる。
第一項の規定する委員の半、必要ある場合においては、臨時委員を置

くことができる。

委員及び臨時委員は、統計に関する学識経験のある者のうちから、内閣
総理大臣が、これを命ずる。

常任委員は、委員長の指名に基いて、内閣総理大臣が、これを命ずる。
委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由がある場合においては、
任期中にこれを解任することができる。

第六條之三

統計委員会に委員長を置く。

委員長は、委員のうちから互選され、内閣総理大臣が、
これを命ずる。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
委員長に事故があるときは、そのあらかじめ指名した常任委員が、そ
の職務を代理する。

委員長は、必要があると認めるときは、関係各官又はその他の者の
対し、意見又は説明を求めることができる。

第六條の四 統計委員会に事務局を置く。

事務局は局長を置く。局長は、委員のうちから、内閣総理大臣が、これを命ずる。

第九條、第十條及び第十一條中「公共団体」とは地方公共団体と改める。

第十二條第一項中「政府」の下に「又は地方公共団体の長」と、同條第二項中「命令」の下に「（地方公共団体の長の訓示する規則を含む。）」を加ふる。

第十七條中「公共団体」とは「地方公共団体」と改める。

第十八條を第二十條とし、以下順次二條ずつ繰り下げる。
（指定統計調査実施に対する協力）

第十八條 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があるとき、関係各廳又はその他のものに対し、調査、報告、その他の協力を求めることができる。

裏面白紙

(指定統計調査事務の委任)

第十九條 政府は、指定統計調査の事務の一部を地方公共団体の長に委任することができる。

(この法律の廃止)

第三十條 この法律の規定は、昭和二十三年六月一日から、これを廃止する。

附則

この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

統計委員会官制(昭和二十一年勅令第六一号)は、これを廃止する。

但し、従前の機関及びその職員は、この法律に基く統計委員会の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

理由

國家行政組織法が、制定されるのに伴い、会計委員会の運営の健全化を
図り、且つ、地方公共団体の長に指定会計調査の職務の一部を委任する等
のため、会計法の一部を改正する必要がある。このため、この法律案を提出
する理由である。

裏面白紙

統計法

(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号公布
同年四月三十日勅令第六十二号五月一日施行)

(法の目的)

第一條 この法律は、統計の眞実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

(指定統計)

第二條 この法律において指定統計とは、政府若しくは公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて統計委員会が指定し、その旨を公示した統計をいう。

(指定統計調査)

第三條 指定統計を作成するための調査へ以下指定統計調査という。は、この法律によつてこれをを行うものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。

この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、命令でこれを定める。

(国勢調査)

第四條 政府が全國民について行う人口に用する調査で、統計委員会が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

国勢調査は、これを五年ごとに行われなければならない。臨時の国勢調査を行う前項の期間の中間において、統計委員会の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。

（申告義務）

第五條 政府は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができ、前項の規定により申告を命ぜられた者が、營業に用いて成年者と同一の能力を有しないう未成年者若しくは禁治産者である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代つて、又は本人を代表して申告をする義務を負う。

（統計委員会）

第六條 統計委員会に用いる事項は、この法律に定めるところの外、勅令でこれを定める。

（指定統計調査の承認）

第七條 指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に關し、左に掲げる事項について、あらかじめ統計委員会の承認を得なければならぬ。但し、第十條に規定による場合においては、第三号の事項については、この限りでない。

- 一 目的、事項、範圍、期日及び方法
二 集計事項及び集計方法
三 結果の公表の方法及び期日

四 関係書類の保存期間及び保存責任者

五 経費の概算その他統計委員会が必要と認める事項

前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を更改するには、更に統計委員会の承認を得なければならぬ。

第一項及び第二項に掲げる事項について、変更の必要があると認められたときは、統計委員会は調査実施者にその変更を求めることができ、

（統計調査の届出）

第八條 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に關し、前條第一項第一号に掲げる事項を統計委員会に届け出なければならぬ。

前項の規定により届け出らるべき統計調査の範圍その他の事項については、命令でこれを定める。

（統計委員会の権限）

第九條 統計委員会は、必要と認められたときは、左に掲げる事項を行うことができる。

- 一 関係各廳又はその他のものに対し、指定統計及びその他の統計に關する資料又は報告の提出を求め、
二 関係各廳又は公共団体に對し、指定統計調査の実施若しくは中止又はその他の統計調査の変更若しくは中止を求め、
三 関係各廳又はその他のものを行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要

があると思つたときは、意見を内閣総理大臣に具申し、又はこれらのもつに対して、その改善につき勸告すること。

（統計事務職員）

第十條 指定統計調査に用する事務に従事する官吏は、統計官に補せられた者に限る。

指定統計調査の事務に従事する公共団体の役員又は又はその他、団体の職員は、その職務を行うのに適當な特別の資格を有する者でなければならぬ。

統計官に同じ必要を事項並に前項に掲げる者の範囲及び資格は、統計委員会の意見を聞き、命令でこれを定める。

統計委員会の承認を得たときは、第一項及び第二項に定める者以外の者をして指定統計調査の事務に従事せしめることができる。

第十一條 前條第一項の統計官又は同條第二項の公共団体の役員は、その意に反して、その職務を免せられ、又は他の職務に轉せしめられた場合には、統計委員会に、その事情を述べることが出来る。但し、別に命令で定める場合はこの限りでない。

前項の場合には、統計委員会は、その事情を審査し、これに対する意見を、統計官に附しては、その者の本部長官に、統計官以外の者については、その者の進退に関する権限を有する者に述べることが出来る。

（統計調査員）

第十二條 政府は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置く

ことができる。

統計調査員に用する事項は、命令でこれを定める。

（実地調査）

第十三條 第十條第一項、第二項及び第四項並びに前條に掲げる者は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることが出来る。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならぬ。

（秘密の保護）

第十四條 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項について、その秘密は、保護されなければならぬ。

第十五條 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

第十六條 指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表しなければならぬ。但し、統計委員会の承認を得た場合には、これを公表しないことができる。

（経費の補助）

第十七條 指定統計調査のために、公共団体に支出した経費については、統計委員会の意

見を關し、手算の範囲内におい、國庫が、その全部又は一部を補助する。

(罰則)

第十八條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は五十円以下の罰金に処する。

一 第五條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者

二 第五條の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者

三 第十三條の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は真向に對し虚偽の陳述をした者

四 指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者が指定統計調査の結果を、又真実に戻すものたる行為をした者

第十九條 統計委員会委員、統計官その他指定統計調査に關する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に關し、知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に屬する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は五十円以下の罰金に処する。

前項に掲げる者が、統計委員会へ承認を得た場合の外集計された結果を、第七條の規定により定められた公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときは、これを五千円以下の罰金に処する。

職務上前二項の事項を知り得た第一項に掲げる者以外の公務員又は公務員であつた者

が、同項の行爲をしたときもまた同項の例による。

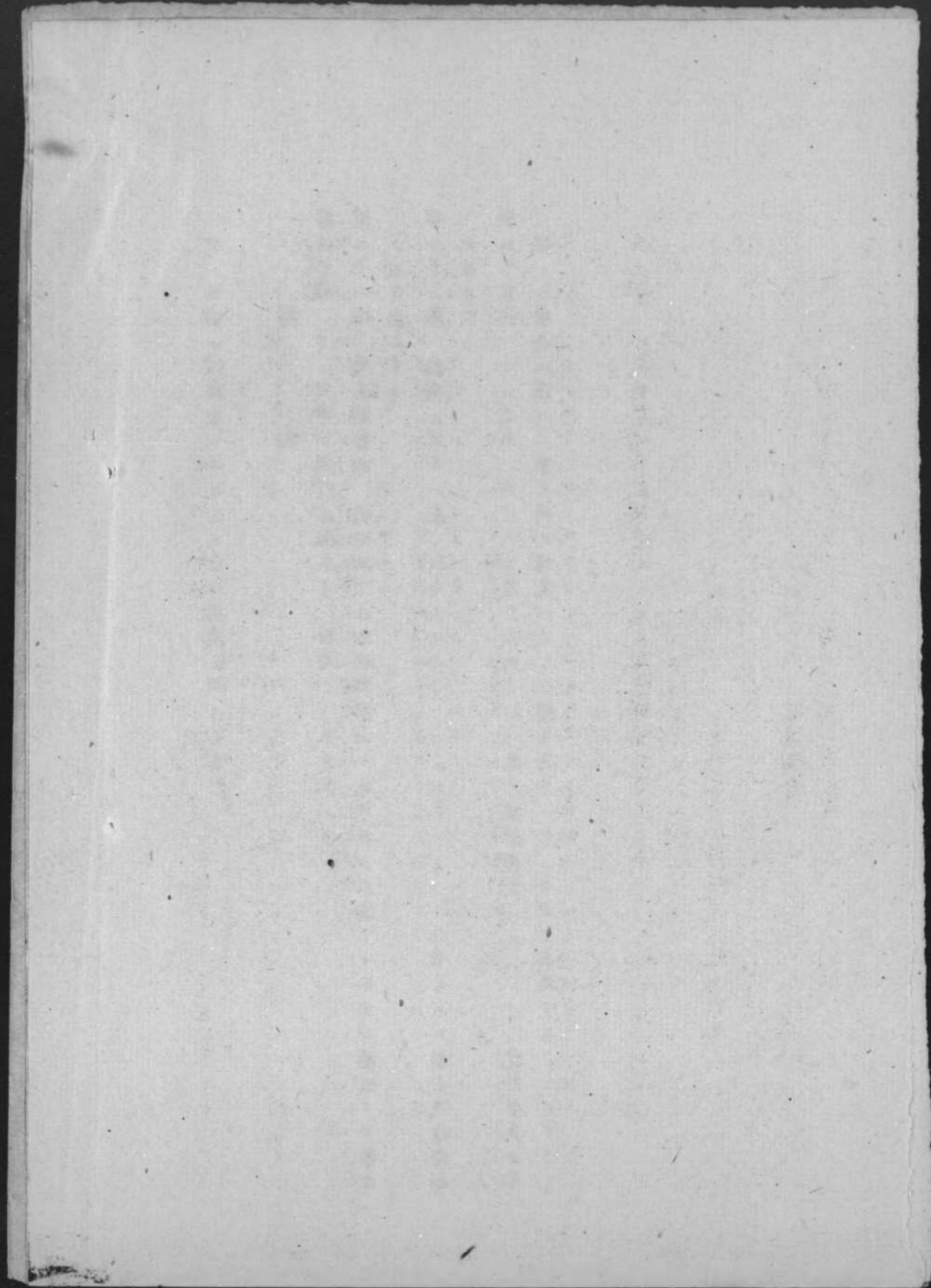
附 則

第二十條 この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。

第二十一條 資本調査法、明治三十五年法律第四十九号及び大正十一年法律第五十二号は、これを廃止する。

第二十二條 前條の法律に基づく勅令又は命令、この法律によつて発せられた勅令又は命令のみならず、

第二十三條 この法律の施行或三箇月以内に行う指定統計調査については、統計委員が承認した場合に限り、第七條の規定による承認を得ないが、これを実施することができる。



統計法施行令

(昭和二十二年四月三十日勅令第六十四号)

- 第一條 統計法(以下法とす)第二條及び第四條の規定による公示は、総理府の告示により、これをなすものとす。
- 第二條 各省大臣が、法第三條第二項の規定による命令を発しよるときは、内閣総理大臣に協議しなければならぬ。
- 第三條 都道府県知事が、法第三條第二項の規定による命令を発しよるときは、事務大臣の承認を受けなければならぬ。
- 主務大臣が前項の承認を與えよるときは、内閣総理大臣に協議しなければならぬ。
- 第四條 法第五條第一項の規定による中告を命ずる権限は、これを地方公共団体の長に委任することとす。
- 第五條 指定統計調査実施者が、その統計調査を行うに際し、必要があるときは、關係各處その他の関係者に対し、調査報告その他の協力を求めることができる。
- 第六條 法第八條の規定により届出を要する統計調査の範囲は、総理府告示による。
- 第七條 前條の届出は、調査実施前にこれをしなければならぬ。毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間に、二回以上行う統計調査で、その期間内に既に届けたものについては、届出事項に変更のない場合には、更に届け出すことを要しない。

第八條 総理府及び各省の部内に統計官を、都道府縣に統計主事を置き、左の各号の一に

該当する事務官若しくは技官又は吏員を以てこれに充てる。

一 統計調査に関する事務に官更又は吏員として通算して二年以上従事した者

二 大学令による大学の学部で、統計學を履修し、又は数学を専修する学科を修め、學士と称することを得る者

三 専門學校令による専門學校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した學校で統計學を履修し若しくは数学を専修する学科を修め卒業した者

四 統計委員會が指定した統計職員養成機関又は統計講習会の課程を修了した者又は別に定める統計に関する國家試験に合格した者

五 前各号に掲げる者の外、統計委員會が統計調査に従事せしめるに適當な資格を有すると認定した者

第九條 統計官は、上官の命を受け所屬各廳の統計調査に関する事務に従事する。

第十條 去第十條第二項の吏員、都道府縣の吏員を除く。又は職員は、第八條に掲げる各号の一に該当する者でなければならぬ。

第十一條 主務大臣は、統計調査員の任命に関する事項を都道府縣知事に委任することができる。

第十二條 統計調査員は名譽職とする。統計調査員は、主務大臣の指揮監督を受け、指定統計調査に関し調査票の配付及び取集その他の事務に従事する。但し主務大臣は、統計

調査員の指揮監督に関する事項を都道府縣知事又は市町村長に委任することができる。

第十三條 去第十三條の規定による証書は、別記格式により、調査実施者がこれを交付する。

第十四條 去第十五條第二項の規定による公示は、官報に掲載することにより、これをなすものとす。

第十五條 去第十六條の規定による公示は、統計調査報告書を刊行し、又は新聞紙若しくは官報に掲載することにより、これをなすものとす。

前項の方法により難い場合は、指定統計調査の結果を記載した書類を閲覧に便利な場所において、公衆の閲覧に供しなればならない。

附 則

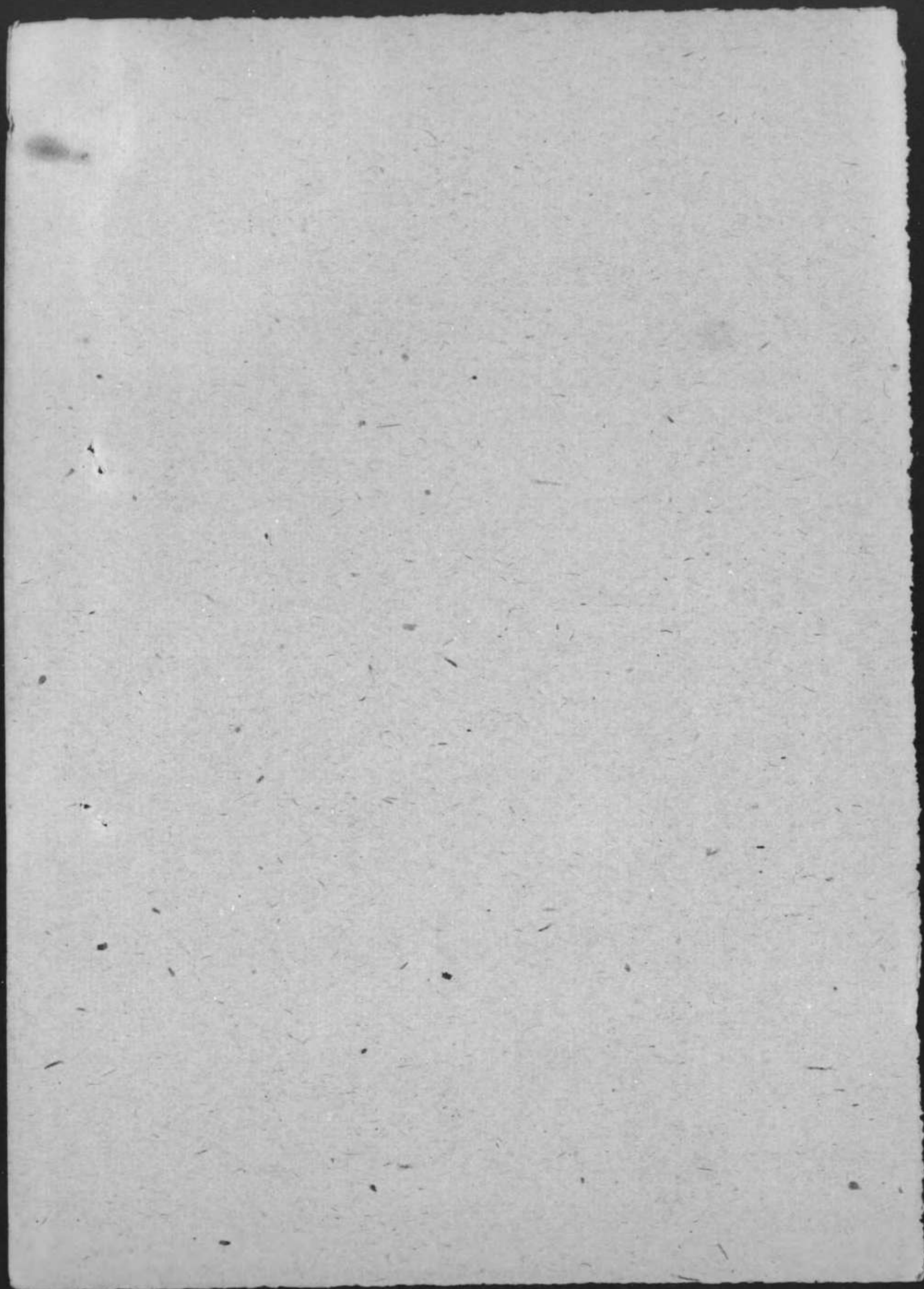
第十六條 この勅令は、統計法施行の日から、これを施行する。

第八條の規定中統計主事に関する部分に、日本國憲法施行の日から、これを適用する。

第十七條 資稟調査令は、これを廃止する。

海軍資稟調査規則、港務資稟調査規則、工業調査規則、農業水産業調査規則、医薬品其の他衛生利用物資現在高調査規則及び食料品工業調査規則、昭和十八年閣令第十六号、前項の規定にかかわらず、当分の間、左の、その効力を有する。

第十八條 第一條及び第六條中総理府告示、第三條第一項、第十一條及び第十二條中都道



統計委員會官制

(昭和二十一年勅令第六一九號
改正昭和二十二年勅令第一五七號
同年政令第三號、同年政令第一號)

- 第一條 統計委員會は、内閣総理大臣の監督に屬し、左の事務を掌る。
- 一 統計調査の総合調整に關する事項
 - 二 統計法の施行一般に關する事項
 - 三 統計職員の養成の企畫及び檢定に關する事項
 - 四 各縣統計主任者の招集及び會議に關する事項
 - 五 國際統計事務に關する統計事項及び内外統計書の交換に關する事項
 - 六 統計知識の普及その他統計の改善發達に關する事項
- 第二條 委員會は、關係大臣の諮問に應じ意見を開申する。委員會は、關係各大臣に建議することができる。
- 第三條 委員會は會長一人、副會長一人及び委員十五人以内で、これを組織する。
- 前項定員の外、必要ある場合には、臨時委員を置くことができる。
- 第四條 會長は、内閣総理大臣を以て、これに充てる。
- 副會長は、經濟安定本部総務長官を以て、これに充てる。
- 委員及び臨時委員は、統計に關し學識經驗ある者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。

委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由がある場合は、任期中これを解任することを妨げない。

第四條の二 委員会に參與若干人を置き、會務に參與させる。參與は、統計に關し學識經驗ある者又は關係各廳の一級若しくは二級の官吏の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。

第五條 會長は、會務を總理する。

副會長は、會長を補佐し、會長に事故があるときは、副會長がその職務を代理する。

第六條 會長は、必要があると認めるときは、關係各廳に對し、意見の開申又は説明を求めることができらる。

第六條の二 委員會議事に關して必要な事項は、開令でこれを定める。

第七條 委員会に事務局を置く。委員会に關する事務を掌らしめる。

第八條 事務局に左の職員を置く。

局長

總理廳事務官又は總理廳技官

專任 八人 二級

總理廳事務官又は總理廳技官

專任 十六人 三級

局長は、委員會の委員の中から、これを任命する。

第九條 前條第一項の職員の外、内閣總理大臣は、關係各廳の一級又は二級の官吏の中から、總理廳事務官を命ずることができらる。

第十條 局長は、局務を統理し、所部の職員を指揮監督し、三級官吏の進退を專行する。

第十一條 官吏でなくて、委員又は臨時委員を命ぜられた者の服務に關しては、官吏服務紀律を準用する。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

内閣部内臨時職員等設置制の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「專任六十七人二級(内十二人ヲ一級ト爲スコトヲ得)を「專任六十八人二級(内十

三人ヲ一級ト爲スコトヲ得)に改める。

統計委員會議事規則

(昭和二十二年五月十九日總理廳令第三號)

- 第一條 統計委員會の會議は、日時及び場所を定めて、會長がこれを招集する。
委員三分の一以上の要求があつたときは、會長は、何時でも會議を招集しなければならない。
- 第二條 統計委員會の會議は、委員の互選による議長が、その議事を整理する。
議長が事故あるときは、その指名する委員が、その職務を行う。
- 第三條 統計委員會事務局の職員及び關係各廳の關係官吏は、會議に出席し、議長の許可を得て、自己の擔當する事務につき、意見を述べることができる。
- 第四條 統計委員會の會議は、過半数の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 第五條 統計委員會の會議の議事は、過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第六條 統計委員會事務局長は、議事の経過及び議決の結果を會長に報告しなければならない。
- 第七條 統計調査の實施の所管に關する争について議決する場合、その争の當事者の利害を代表する者が委員であるときは、その委員は、採決の數に加わることができない。
- 第八條 統計調査の實施者又はその利害を代表する者が委員であるときは、その所管にかゝる統計調査に關する事項について議決を行う場合には、その委員は、採決の數に加わることができない。

第九條 統計委員會事務局長は、議事録を作成保管する。

附則

この總理廳令は、公布の日から、これを施行する。

統計委員會統計講習會準則

(昭和二十二年五月二十三日總理廳告示第八號)

總則

第一條 統計法施行令(以下令という)第八條第四號に規定する統計講習會は、この準則の定めるところによる。

令第十條に規定する統計事務に従事する吏員又は統計職員の養成を目的とする統計講習會についても亦この準則を準用する。

前二項の統計講習會を実施しようとするときは、この準則による旨を明かにするものとする。

第二條 統計講習會の実施者は、この準則に定めるものの外、その実施に關して必要な事項を定め、統計委員會にこれを協議するものとする。

講習科目及び時間數

第三條 統計講習會において授けなければならない科目及び時間數は、別表の定めるところによる。但し別表によらない場合は、あらかじめ統計委員會の承認を受なければならない。

第四條 統計講習會の実施者は、前條に定める科目の外、必要に応じて、あらかじめ、統計委員會に協議して任意の科目を選定することができる。

資格

第五條 統計講習會の講習を受けることのできる者は、左に掲げる資格をもつ者でなければならない。

一 各廳の官吏及び地方公共団体の吏員

二 各廳又は地方公共団体の統計事務に従事し又は従事すべき雇員、嘱託等にして特に聴講の必要ある者

三 中等學校以上の學校を卒業した者

四 統計講習會の實施者が中等學校卒業以上の學力あるものと認めたる者

特典

第六條 統計講習會の實施者は、修業者に對して、修業證書を授與するものとする。

前項の修業證書には、この準則による統計講習會の課程を修業した旨を記入するものとする。

雜則

第七條 統計講習會の實施者が、講習を行おうとするときは、左に掲げる事項について、あらかじめ、統計委員會に協議するものとする。

一 實施の場所

二 講習の期間

三 受講者數

別表

科目

統計概論(統計調査法を含む)

統計各論

人口統計 一〇

經濟及び社會統計 二〇

(生産、流通、物價、社會)

(國民所得、労働、社會)

統計數學

計算法及び計算機械

統計法規

統計實務

時間數

二〇

三〇

一五

一五

二五

二五

二五

二五

二五

二五

二五

人口統計 一〇三
 經濟及び社會統計 一〇
 (勞働、商工、農林、
 金融、交通)
 經濟學一般 計 一〇一五

一〇一五

409

内閣告示第二十一號

(改正、昭和二十二年五月二十一日總理廳告示第六号)
 (昭和二十二年六月十九日總理廳告示第十二号)

統計委員會は、統計法第二條に基き左の統計を指定統計として指定した。

昭和二十二年五月二日

内閣總理大臣 吉田 茂

指定番號	名稱	作成者
指定統計第一號	國勢調査	内閣統計局
指定統計第二號	事業所統計	内閣統計局
指定統計第三號	農林水産業調査	農林省
指定統計第四號	宅地制度調査	戰災復興院
指定統計第五號	人口動態調査	總理廳統計局長
指定統計第六號	港灣調査	運輸大臣

